

第 2 次奈良市文化振興計画 (案)

2022 年度（令和 4 年度）～2031 年度（令和 13 年度）

令和 4 年 4 月 1 日

奈良市

目次

第1章	計画策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章	基本理念と基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第3章	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第4章	推進施策・・・・・・・・・・・・・・・・	16
第5章	計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・	26
参考資料	・・・・・・・・・・・・・・・・	28

第1章 計画策定にあたって

(1) 第2次奈良市文化振興計画策定の趣旨

本市では、文化に関する総合的かつ体系的な施策を推進するため、2009年（平成21年）3月に奈良市文化振興計画を策定し、その後2014年（平成26年）6月に改訂を加え、奈良市の文化振興について取り組んできました。

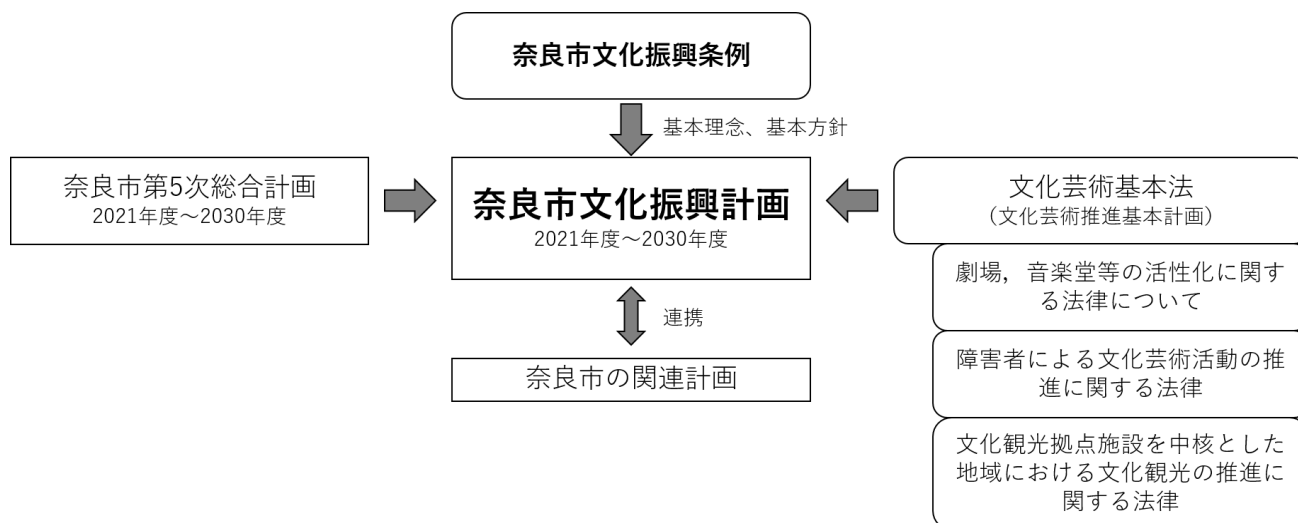
このたび計画で定める期間を終了することから、引き続き計画的な文化振興施策の推進のため、第2次奈良市文化振興計画を策定するものです。

(2) 計画の位置づけと計画期間

奈良市では、市政運営の根幹となるまちづくりの目標を明らかにし、これを達成するための市政全般に係る施策の基本的な報告を体系的に明らかにするため、総合計画を定めています。現在の第5次総合計画は2022年（令和4年）4月に策定され、「未来ビジョン」においては、2031年度（令和13年度）を目標年度として、奈良市の都市の将来像である「2030年のまちの姿」とその実現に向けた具体的なまちの方向性を定め、「推進方針」においては、2022年度（令和4年度）から2026年度（令和8年度）までを前期、2027年度（令和9年度）から2031年度（令和13年度）までを後期とし、「未来ビジョン」の実現に向けて取り組む施策の方向性を体系的に明らかにしています。

奈良市文化振興計画は、総合計画と整合を図りながら、文化分野の行政課題に対応し、より具体的な取組等を明らかにするものとして、2022年度（令和4年度）から2031年度（令和13年度）を計画の期間と定め、2026年度（令和8年度）に中間評価を行い、必要に応じて改訂を行うことで、計画の実施に努めます。

また、文化芸術基本法第7条の2には国の定める文化芸術推進基本計画を参酌して、地方公共団体による地方文化芸術推進基本計画を定めるよう努めることが規定されています。本計画は、本条文に基づく計画として位置付けるものです。



「奈良市第5次総合計画」（文化分野のみ抜粋）

<まちの方向性>

Ⅲ 誰かのやりたいことが他の誰かのやってほしいことになる機会をみんなで作っていきけるまち

3 くらしづくり（福祉、健康、地域活動、いきがい、文化）

（6）文化・スポーツの振興～心身ともに生き生きと暮らせるために～

現状と課題

- 文化を創造し、享受することは人々の生まれながらの権利です。「文化に関する世論調査」（2021年（令和3年）3月・文化庁）によると、過去1年間、文化芸術イベントの鑑賞がなかった人の割合が55.2%と高くなっており、また、市の文化施設の利用者数も減少傾向にあります。市民の誰もが文化に触れられる機会を得られるよう、芸術作品の動画配信等様々な手法を通じ、多様化する市民ニーズに対応しながら、市民文化の振興を図る必要があります。
- 本市は創造都市ネットワーク日本への加盟、東アジア文化都市事業の展開など、地域文化資源を生かした創造的な取組を推進してきました。奈良市のアイデンティティを明確にし、都市としての価値を高めるような都市文化の振興が重要であり、そのためには地域性を生かした創造性に富む文化プログラムを展開していくことが必要です。

施策の方向性

① 市民文化と都市文化の振興

- 市民文化の振興においては、多様化するニーズに対応するため、様々なコンテンツを提供するとともに、文化の充実や文化情報の発信力強化、活動を支える人材の育成などを推進し、市民の誰もが等しく文化に触れられる環境の整備を目指します。
- 都市文化の振興においては連綿と受け継がれてきた文化の蓄積を守り、後世へと伝えていくとともに、地域文化資源を生かした創造的な取組の実施に努めます。文化芸術団体や民間事業者等との協働のもと他分野とも連携し、奈良市の都市アイデンティティ形成に資する事業の展開などによる都市格の向上を目指します。

指標

指標	単位	基準値 (時点)	目標値 (2026年度)
市立文化施設の利用者数 (オンライン事業参加者数含む)	人	603,866 (2019年度)	701,000

第2章 基本理念と基本方針

奈良市文化振興条例（2007 年（平成 19）年施行）では、「文化」を、芸術、芸能、伝統文化及び生活文化をはじめ、学術、景観、観光及び市民が主体となって行う生涯学習等を含む創造的な諸活動として、以下の 5 つを基本理念としています。

また、奈良市文化振興条例の規定に基づき、前計画である奈良市文化振興計画（2009 年（平成 21 年）3 月策定）において、18 の項目について「基本方針」を定めました。本計画においても「基本方針」を継承し、市民が主役のまちづくりのための市民文化振興と、奈良市固有の価値を高め、都市格を上げるための都市文化振興の視点に立った施策を展開します。

基本理念

- ・ 文化に関する活動を行う者（団体を含む。）の自主性及び創造性を尊重すること。
- ・ 市民すべてが文化を創造し、及び享受する権利を有することを尊重し、その環境整備を図ること。
- ・ 芸術文化と生活文化双方のつながりを大切にしよう努めること。
- ・ 市の歴史及び風土を反映した特色ある文化の育成を目指すこと。
- ・ 文化活動の内容に介入し、又は干渉することなく、それを尊重すること。

奈良市文化振興条例 第 3 条より（平成 19 年施行）

基本方針

（1）市民の文化に対する意識の高揚に関すること。

文化は人生を豊かにし、生き生きとした魅力あるまちづくりに欠かせないものです。文化の醸成には時間がかかり、すぐにはその効果は表れません。しかし、長い目で見ると大きな効果を生み、経済、福祉、教育、観光など多くの他の分野に及ぶものです。短期間で効果が表れるものではなく、長期的な展望に立った施策が必要です。文化には様々な社会的価値を生み出す大きな力があることを市民が認識できる施策を展開します。文化の担い手は市民であり、市民一人ひとりが主役であることを認識し、主体的に取り組む機会を充実させます。また、奈良市は世界に誇る歴史都市であることを市民が自覚し、誇りに感じることができるよう取り組みを進めます。

(2) 芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充に関すること。

文化施設等で積極的に舞台芸術鑑賞会や美術館等での展覧会を開催し、市民が気軽に幅広いジャンルの優れた芸術に触れることができる機会を提供します。芸術を創る側だけでなく、芸術鑑賞等を通じて、対話や思索を深め、市民が芸術を生活のなかで使いこなし、生活に根ざす力を高めます。市民の芸術活動を活発化することで、より多くの文化芸術の循環が生まれるよう、図ります。

(3) 地域の文化財の保存及び活用に関すること。

奈良市は世界に誇る文化遺産の宝庫であり、これらが市民の生活に溶け込んでいます。この心地よい生活環境を次代に守り伝えることは奈良市民の使命です。また、地域経済の活性化と文化財の保存という一見相反するテーマの調和を図り、保存と活用の両立に努め、地域の文化財の魅力をわかりやすく伝えていくとともに、それを地域のアイデンティティの核としてとらえ、一歩進んでそれをまちづくりに活用するための施策を進めます。

(4) 伝統文化の保存、普及及び継承に関すること。

奈良は能、書、茶道など多くの伝統文化の発祥の地といわれています。また、赤膚焼、一刀彫、墨、筆、奈良晒などの伝統工芸や春日若宮おん祭り、東大寺修二会などの伝統行事も連綿と受け継がれています。こうした伝統文化を保存し、その素晴らしさを理解し、後世に伝えていくことは奈良市民の使命です。また、地域に伝わる民俗芸能を継承することにより、地域の※アイデンティティの確保、きずなの維持が期待できます。また、寺社に伝わる伝統行事に市民が積極的に参加できるような働きかけを行い、保存への意欲を喚起します。

(5) 文化を担う人材の育成に関すること。

文化によるまちづくりを進めるためには、市民が主役にならなくてはなりません。そのためには文化を担う人材の育成を図る必要があります。

人材の育成には、資質向上を図るための支援と、活動の場を提供することが必要です。双方を有機的に関連付けた取り組みにより、文化を支える環境整備に努めます。

(6) 青少年の文化活動の支援に関すること。

明日を担う青少年が文化活動に積極的に参加することができるよう、青少年の自発性を尊重しながら、発表の機会の拡充や練習場の確保など、側面からの支援を行います。

(7) 学校教育における文化活動の支援に関すること。

子どもの頃に本物の芸術文化に触れることの大切さを認識し、学校が文化活動をカリキュラムに取り入れやすい体制を整えます。

特に子どもたちが奈良に生まれてよかったと思えるような、地域の特色を生かした文化活動のメニューを提供し、支援体制に組み込みます。

(8) 子どもたちの情操を高める文化環境の整備に関すること。

子どもたちが空気を吸うごとく文化に触れられる環境の整備に努めます。将来選択し得る可能性を多く与えるために、学校・地域・家庭において子どもたちの情操を養うための文化的な環境を整えます。

(9) 文化に係る交流の促進に関すること。

文化は異世代、異分野、前衛と伝統、他の地域の人々との交流のための、最も有効な媒体です。特に少子高齢化の進む現代社会においては、地域コミュニティの再構築のためにも重要な役割を果たします。交流により異文化を理解、尊重することで、自らの文化に対する理解を深め、新たな文化創造のきっかけを探ります。

(10) 文化の振興のための学術研究の拠点作りに関すること。

奈良市と大学や研究機関などが連携して学術研究の拠点を作り、その成果が地域に還元されるしくみの構築に取り組みます。

（１１）地域及び地球環境の持続可能な発展に寄与する文化活動の促進に関すること。

奈良は歴史的な文化遺産と自然環境が織り成す美しい風土を持っています。この恵まれた環境を日常生活の営みの中で、今日まで維持してきたことは、奈良が世界に向けて発信できる大きな特徴の一つです。一方で、現代の社会活動や日常生活は環境に様々な負荷を与え、環境問題は地球的規模に拡大し、将来の世代に影響を与えるまでになっています。このような課題の解決に向けて、これまでのライフスタイルや生活文化のあり方、人と環境の関係を今一度見直し、地球温暖化などの諸問題に対する地域としての取り組みの展開を進めるとともに、地球環境に配慮した活動の促進を図っていきます。

（１２）自然景観及び歴史的景観と調和した都市景観の創出に関すること。

奈良市の特徴は多くの文化財が美しい自然環境と溶け合って、独特のたたずまいをかもし出しているところにあります。この大切な財産を守ると共にさらに磨きをかけ、奈良市の都市としての価値を高めていかなければなりません。景観に配慮したまちづくりを進めるとともに、市民の意識を高める施策を推し進めます。

（１３）人権の尊重につながる文化活動の促進に関すること。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の状況、その他人権擁護に関する内外の情勢から、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の精神の理解を深め、これを体得できるよう計画を策定し人権教育・啓発を実施することが国、地方公共団体の責務とあります。

人権教育・啓発の効果的な手法や多様な学習の機会の提供と、その際に法の下での平等、個人の尊厳といった普遍的な視点と、それぞれの人権問題の解決といった個別的な視点に十分配慮しながら人権教育・啓発の推進に努め、人権尊重の精神を生活文化として根付かせ、市民一人ひとりが他者との関係、あるいは社会との関係の中で、個人として尊重され、お互いが支え合えるコミュニティづくりをめざします。

（１４）文化の振興と経済との連携に関すること。

文化によるまちづくりのためには、経済との連携が必要です。特に奈良市にとっては観光と文化との連携が不可欠です。また、伝統的なものを創造的に生かしていく必要があります。奈良市が有する文化的な資産は、産業にとっても有力な資産です。文化と経済を連携させることにより、観光客の誘致や新たな産業の創出が期待されます。さらに、企業の文化活動への参加を促し、地域の文化活動の活性化を図ります。文化活動は果実を生み出すまでには時間がかかりますが、それが企業イメージのアップにもつながり、大きな相乗効果が期待できるものであることへの理解を促します。

（１５）文化活動における情報通信技術の活用の促進に関すること。

市民が文化活動に必要な情報の収集、発信を円滑に行えるシステム作りに取り組みます。イベント情報をはじめ、文化ボランティア、企業メセナ情報、文化活動の人材情報などをインターネット上で検索でき、市民と行政、市民と市民が双方向に情報を交換しあえるシステムの構築をめざすとともに、施設の利用申込のオンライン化を進めます。また、奈良市の文化情報を海外に発信し、その魅力をアピールします。

（１６）文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に関すること。

文化活動を積極的に行っている人、優れた文化活動を行い奈良市民の誇りと目される人などの労に報いると共に、その功績を広く市民に周知し、励みとなるような顕彰のしくみ作りに取り組みます。

（１７）文化振興施策に係る評価の手法の確立に関すること。

文化振興計画を実効性のあるものにするために、本計画が施策に反映され実施されているかどうかを検証し評価するシステムを確立します。

(18) その他文化の振興に関する重要事項

世界から尊敬される国際経済観光都市N A R Aをめざします。

市民のみなさんの豊かな感性を「市民参画と協働」によって市政に反映させ、市民文化の振興を図るために、市民の文化活動の支援に取り組みます。

第 3 章 現状と課題

(1) 奈良市を取り巻く現状

■ 昨今の文化行政の流れ

2012 年（平成 24 年）に「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が制定され、国や地方公共団体が取り組むべき事項を明確にし、劇場、音楽堂等を取り巻く環境の整備が進められました。

2017 年（平成 29 年）には文化芸術基本法の改正が行われ、「年齢、障害の有無又は経済的な状況」にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境の整備等が基本理念として挙げられるようになりました。

同年、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

本市においては 2007 年（平成 19 年）4 月に「奈良市文化振興条例」を施行し、文化によるまちづくりにおける基本理念等を定め、また 2009 年（平成 21 年）には「奈良市文化振興計画」において文化振興施策の総合的な推進を図るための基本方針を定めました。

■ 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の文化への影響について

2020 年（令和 2 年）1 月 28 日に指定感染症に定められた新型コロナウイルス感染症は文化分野にも大きな影響を及ぼしました。

令和 2 年度の市文化施設の利用者数は 205,746 人、前年度に対して 66%減となり、文化施設主催の文化事業の実施件数及び参加者数も 2020 年度（令和 2 年度）131 件、67,010 人（2019 年度（令和元年度）：235 件、177,003 人）でした。また、文化庁「文化に関する世論調査報告書」2021 年（令和 3 年）3 月（以下、「文化庁調査」）によると、1 年間のうち文化・芸術の鑑賞がなかった人について、鑑賞しなかった理由の 1 位は「新型コロナウイルス感染症の影響により、公演や展覧会などが中止になった、又は外出を控えたから」（56.8%）でした。

新型コロナウイルス感染症の世界的拡大により、文化行政は大きな転換点を迎えています。オンラインの動画配信などをはじめ、新たな表現方法や発信方法が取り入れられており、多様化するニーズに対応していくことが求められます。

新型コロナウイルス感染症の文化への影響は大きく、多くの人が対面で共有する機会を失いました。一方で、文化芸術が人々を支え、つながるきっかけとなることをコロナ禍のなかで気づくことでもありました。

■ 未来につなげる「奈良」

本市は、古代日本の都が置かれ、シルクロードを通じて外国の文化が渡来した、歴史的・文化的な意味をもった都市です。1300 年前、平城京に花開いた天平文化は、中央アジアから東端の日本に至る雄大な空間と時間、多様な人々の営みと文化交流の結晶でもありました。その遺産は、災害や戦乱で失われても繰り返し復興され現代に引き継がれてきました。

寺社をはじめとする建築物、万葉集などの詩歌、仏像などの彫刻、正倉院宝物に見られる工芸品、

地域に残る伝統行事、これらを今日まで伝えてきたということは奈良で暮らす私たちの誇りとなっています。

奈良から日本文化を世界に発信しようとする取り組みとして、1988 年（昭和 63 年）には、なら・シルクロード博覧会、2010 年（平成 22 年）には、平城遷都 1300 年祭などが開催されました。また、2013 年（平成 25 年）には創造都市ネットワーク日本に加盟し、2016 年（平成 28 年）には、「古都奈良から多様性のアジアへ」をテーマに、寧波市（中国）・済州特別自治道（韓国）とともに「東アジア文化都市」事業を展開しました。これは、交流を通して相互理解と連帯感を高めるとともに、長い歴史の中で育んできた文化の力をもとに、奈良の新たな魅力を創造しようとするものです。

古代より奈良は、世界に門戸が開かれた進取の気風に満ち溢れた国際交流都市として、多様性と包摂性を持ち、世界と向き合ってきました。その気風は現在の奈良にも脈々と息づいています。また、自然や歴史、文化の調和が保たれた奈良の風土は、重層的な歴史の中で長い年月をかけて育まれてきたものです。世界に誇ることができる奈良の文化的価値は、決して人の手のみでつくられたものではなく、自然とともに培われてきたものです。

本市では、国や県と協力しながら進めてきた平城宮跡の復原整備に代表されるように、奈良のまちを支え続けてきた文化遺産を未来へと引き継ぐために取り組んできました。これからも様々な変遷を経ながらも連綿と受け継がれてきた文化を次代へとつなげるとともに、今日を生きる私たち一人ひとりが主役となり新たな文化を育んでいくことで、新旧の文化が常に出会い、新たな価値の創造へとつなげることで、国際文化観光都市・奈良の発展を目指していきます。

(2) これまでの計画の進捗状況

■ 奈良市文化振興計画（前計画）について

前計画である奈良市文化振興計画は 2009 年（平成 21 年）4 月 1 日から 2021 年（令和 3 年）3 月 31 日までを計画の期間とし、2009 年（平成 21 年）3 月に策定し、2014 年（平成 26 年）6 月には新たな課題や市民意識の変化に対応した内容とするための改訂を行いました。

■ 前計画の進捗状況の検証について

奈良市文化振興条例に定める 18 の項目について、前計画における進捗状況の検証を行いました。概要は以下のとおりです。

項目	進捗状況
(1) 市民の文化に対する意識の高揚に関すること。	文化施設や生涯学習施設、教育施設等において、多くの市民文化振興に繋がる事業を展開しています。事業参加者数は減少傾向にあり、今後は事業内での創意工夫を行うとともに、文化に触れる機会が少ない人に対しては重点的な取組みを行うなど、対象を明確にした事業展開が必要です。
(2) 芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充に関すること。	文化施設では様々なジャンルの公演や展覧会を開催することで、文化に触れる機会の拡充を進めています。未就学児や家族を対象としたイベントは継続し開催していますが、今後はさらにアウトリーチ事業の拡充を検討する必要があります。
(3) 地域の文化財の保存及び活用に関すること。	文化財調査事業による成果を基に、市指定文化財の指定などによる保護を進めるとともに、展示や講座等による普及活用を進めています。今後は、若年層を含め幅広い層から多くの参加者が得られるよう、事業の拡充を図る必要があります。
(4) 伝統文化の保存、普及及び継承に関すること。	奈良にゆかりのある伝統芸能の公演や、子どもたちが伝統文化への理解を深めるための事業を展開しています。伝統芸能普及事業においては参加者数が減少傾向にあり、今後も多くの人が伝統文化に触れ、理解を深めるための機会を提供する必要があります。
(5) 文化を担う人材の育成に関すること。	各文化施設においてはボランティアの登録制度などを実施しており、施設の運営について協力を得られている一方で、地域と文化芸術をつなぐための「文化コーディネーター」の養成については着手できておらず、今後の課題です。
(6) 青少年の文化活動の支援に関すること。	文化施設における子どもが日頃の文化芸術活動を発表するイベントの実施や、生涯学習施設での子どもたちの自主グループ活動などを行っています。

(7) 学校教育における文化活動の支援に関すること。	奈良市では世界遺産学習を教育の柱の一つとして各校で特色ある取り組みを行っています。 学校と文化芸術分野の連携については、「文化芸術による子供育成総合事業」(文化庁)を活用するとともに、文化施設から芸術家を学校へ派遣するアウトリーチ事業を展開しています。
(8) 子どもたちの情操を高める文化環境の整備に関すること。	文化施設や生涯学習施設において、子どもや親子、家族が参加できる事業を展開しています。 学校の休業期間を中心に、気軽に参加できる文化イベント等を継続的に開催する必要があります。
(9) 文化に係る交流の促進に関すること。	地域団体等と文化施設による協働事業においては、地域内での住民交流の場となるなどの成果をみることができます。 また、生涯学習施設においては、世代間交流を目的とした事業を開催し、今後も促進に努めます。
(10) 文化の振興のための学術研究の拠点作りに関すること。	市内の一部の大学においては奈良市が包括連携協定を締結しています。また事業の企画推進においても各大学との協力連携を進めており、今後も継続的に取り組んでいく必要があります。
(11) 地域及び地球環境の持続可能な発展に寄与する文化活動の促進に関すること。	地球環境を考える文化事業については、環境教育に専門知識・経験を有する市民団体等と協働実施し、市立小学校3年生全クラスに対し、出前授業を実施しています。今後も定期的にこれまでに実施した市立小学校や団体からの意見を参考に、現状に沿った内容に改善していく必要があります。
(12) 自然景観及び歴史的景観と調和した都市景観の創出に関すること。	景観に関する市民の意識を高める施策や、景観に関する関係法規の遵守啓発に努めています。 また、ボランティア団体とともに違反広告物の除去を行うなど、協働による景観づくりを進めています。
(13) 人権の尊重につながる文化活動の推進に関すること。	人権について、正しい理解と認識が深まるよう、あらゆる機会を通じて広く啓発事業を行っています。
(14) 文化の振興と経済との連携に関すること。	中心市街地の商店街組織が集まりスタンプラリーや飲食イベントなどを実施しています。 また、起業家支援施設「BONCHI」や、商店街や民間団体が設置したインキュベーション施設との連携により、起業家支援を推進しています。
(15) 文化活動における情報通信技術の活用促進に関すること。	市の文化イベント情報等を発信する「ならいきネット」を運用してきましたが、SNSの発展などにより行政や文化施設のSNSアカウントによる情報発信を進めています。 今後は多様化するニーズに対応した横断的な情報発信を行う必要があります。

(16) 文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に関すること。	文化活動に顕著な功績があった人に対して、奈良市表彰を行い、広く顕彰しています。
(17) 文化振興施策に係る評価の手法の確立に関すること。	第4次総合計画においては「実施計画」を設定し、事業の実績や経費について進捗を管理しています。 文化政策においては、奈良市文化振興計画推進委員会において事業評価を実施しています。
(18) その他文化の振興に関する重要事項	■ <u>創造都市ネットワーク日本に加盟し、文化による都市格の向上を図ります</u> 2013年（平成25年）、奈良市の文化政策や取り組みを、他の創造都市とのネットワーク化によって、より大きな視点から検証し、環境、教育、福祉など文化以外の様々な政策にも活かしながら取り組んでいくため、「創造都市ネットワーク日本（CCNJ）」に加盟しました。 ■ <u>東アジア文化都市開催を機に東京オリンピック・パラリンピックに向けて盛り上がる日本を、奈良の文化の力で牽引します</u> 2016年度（平成28年度）に中国・寧波市、韓国・済州特別自治道とともに様々な文化プログラムを展開し、事業来場者数1,083,679人を迎えることができました。 ■ <u>入江泰吉記念写真賞・なら PHOTO CONTEST を実施します</u> 2014年度（平成26年度）から隔年で開催しています。第2回からは副賞として写真集の発刊を設定しており、写真家の活躍の場を広げるための企画となっています。 ■ <u>文化振興に資する事業の開催を支援します</u> 2020年度（令和2年度）事業からは「奈良市文化振興補助金」として市民文化や都市文化の振興に資する文化団体実施の事業について公募にて補助金を交付しています。

(3) 奈良市の文化振興が抱える主要な課題

1

あらゆる人が文化に触れることができるような環境整備

1 年間で文化芸術イベントの直接の鑑賞等がない人の割合は 55.2%となっています。鑑賞しない理由としては、時間の余裕がないことや経済的な理由など様々なものがあげられます。(2021 年(令和 3 年)文化庁調査)

市文化施設の利用者数も 2011 年(平成 23 年)約 82.3 万人をピークに、2018 年(平成 30 年)は約 66.7 万人となっており、文化に触れる人が少なくなっていることがうかがえます。

また、2020 年(令和 2 年)からの新型コロナウイルス感染症流行の影響も大きく、市民が文化に触れることができるための環境整備が必要です。

2

文化への興味・関心を高めるためのきっかけづくり

1 年間で文化芸術イベントの直接の鑑賞がない人の理由のうち 23.2%が「関心がない」と回答しています。(2021 年(令和 3 年)文化庁調査)

文化への関心が持てない背景には様々な要因による「機会の喪失」が考えられます。私たちには等しく文化を享受する権利があり、市民一人ひとりが文化の主役です。市民が文化活動の主役として文化の重要性を認識しながら、文化に親しむことが市民文化の振興のために必要です。

3

文化による人と人とのつながりの創出

奈良市では単独世帯が増加傾向であり、特に高齢単独世帯(65 歳以上の一人暮らし世帯)が 2000 年(平成 12 年)に比べ大きく上昇しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、人と人とのつながりも薄れつつあるなか、人と人をつなぐ「文化の力」が求められています。

4

多様化する市民の文化的ニーズへの対応

価値観やライフスタイルの多様化が進むなか、文化に対するニーズも多様化しています。

1 年間で文化芸術イベントの直接の鑑賞がない人のうち、理由を「魅力ある公演や展覧会が少ない」(7.4%)や「関心がない」(23.2%)としている人に対してはそのニーズへ対応できていない可能性があります。(文化庁調査)

新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン配信などの需要が高まっており、新しい表現方法、発信方法への対応も求められています。

5

伝統文化・芸能の普及・継承

奈良市民意識調査 2019 年度（令和元年度）によると、市の取組みで評価するものの第 1 位は「歴史・文化遺産の保護・活用」（35.1%）となっており、「歴史・文化遺産」は本市が誇るべきものです。

一方で、生活様式の変更により地域で伝統文化を伝えていくことは困難になりつつあります。後継者育成やコミュニティの再構築など、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

6

都市の新たな価値創造につながる地域文化資源・地域人材の活用

都市としての固有の価値を高め、都市格を上げるために、奈良の魅力、「奈良らしさ」を国内外へと発信していく必要があります。そのためには奈良の地域文化資源や奈良の人材を活かした施策を展開していく必要があります。

* 地域文化資源：地域で受け継がれてきた文化や現代の表現活動によって生みだされる文化的な所産。

7

社会課題解決につながる様々な分野との連携

創造的な文化活動は革新的な経済の活動のみならず、教育、福祉、まちづくり、国際交流といった様々な分野に貢献する可能性を含んでいます。文化施策による成果を社会課題解決へとつなげていくためには、様々な分野との連関的かつ一体的な取組みが必要です。

第4章 推進施策

(1) 文化政策における両輪

文化に関する政策を進めるにあたっては、市民が主役・文化のまちづくりをめざす市民文化振興の視点と、奈良市固有の価値を高め、都市格を上げる都市文化振興の視点があります。本計画においては、2つの視点を政策の両輪とし、次項に定める施策を展開します。

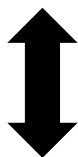
市民文化の振興

市民が主役・文化の
まちづくりをめざす

奈良市には1300年にわたり先人たちに培われ守り伝えられてきた有形無形の文化の厚みがあります。それらは人々によって今日まで継承され、日本人の精神構造の奥深い部分を形作ってきました。

この計画は先人たちが担ってきた奈良市の持つ素晴らしい文化を、今の私たちが深く理解し、誇りを持ち、次代につなげる意欲を喚起するものとなることをめざします。

また、現代の私たちには等しく文化を享受する権利があり、市民一人ひとりが文化の主役です。この計画は、文化の担い手となる市民の文化への関心を高めるきっかけとなるとともに、市民が文化活動の主役として文化の重要性を認識しながら、文化に親しむことによって、市民の主体的な創造性を引き出し、本市の文化を振興していく指針となることもめざしています。



それぞれの政策成果が相互に作用し、相乗効果へとつながるように、様々な施策を推進します。

都市文化の振興

奈良市固有の価値を高め、
都市格を上げる

奈良のアイデンティティを明確にし、都市としてのブランド価値を高める都市政策としての文化行政を推進していくためには、創造都市政策など、政策の重点を明確にした戦略的な展開が求められます。

この計画は奈良を世界に発信することのできる文化資源を最大限に活用し、国際文化観光都市奈良の都市固有の価値を高める、すなわち奈良市の都市格を上げていくことをめざします。

(2) 課題解決のための推進施策

課題 1:あらゆる人が文化に触れることができるような環境整備

市民文化振興

推進施策1-1 文化に触れる機会が少ない人に対する鑑賞・活動機会の提供

あらゆる人が文化に触れることができるような環境整備を進めていくため、文化に触れる機会がない人について原因を分析するとともに、その原因に対応する施策を展開していきます。特に社会的に不利な立場にいる人に対してはアウトリーチ活動を含めたさまざまな事業を実施することにより、文化に触れる機会を提供していきます。

アウトプット指標	基準値 2019 年度 (令和元年度)	目標値 2026 年度 (令和 8 年度)
子ども・親子向け文化イベントの参加者数	66,730 人	80,000 人
文化鑑賞・活動におけるバリアを除く事業数	55 事業	65 事業

市民文化振興

推進施策1-2 市民文化振興につながる事業への支援

文化に触れる機会の創出等につながる文化事業に対し、事業費や広報面の支援を行うことで、市民文化の振興を図ります。

アウトプット指標	基準値 2019 年度 (令和元年度)	目標値 2026 年度 (令和 8 年度)
奈良市文化振興補助金（市民文化活動支援事業）の件数	11 件	13 15 件
奈良市後援名義使用事業（文化分野）の広報支援件数	86 件	100 件

課題2:文化への興味・関心を高めるためのきっかけづくり

市民文化振興

推進施策2-1 関心が持てない人に向けての文化鑑賞・活動機会の充実

市民が文化への興味・関心を高めるうえでの契機となるよう、美術館等の無料開放などの文化の魅力を広く伝えるための事業を継続的に展開することで、気軽に文化鑑賞・活動が行える場の充実を図ります。

アウトプット指標	基準値 2019 年度 (令和元年度)	目標値 2026 年度 (令和 8 年度)
参加費や観覧料が無料のイベントへの参加者数	86,557 人	104,000 人

市民文化振興

推進施策2-2 継続的な文化活動につながる体験型プログラムの充実

文化への興味・関心をあまり持たない人が継続的に文化に触れる意欲を保つために、教室やワークショップ等の文化活動体験を伴うようなプログラムの充実を図ります。

アウトプット指標	基準値 2019 年度 (令和元年度)	目標値 2026 年度 (令和 8 年度)
体験型プログラムの事業数	391 事業	470 事業

課題3:文化による人と人とのつながりの創出

市民文化振興

推進施策3 コミュニティ形成につながる文化事業の推進

人との繋がりが薄まりつつある今日、文化に触れた際の感動を共有することは、人と人との関係づくりを進める力があります。

リピート率が高い事業を継続実施するなどを通じて、文化事業を契機としたコミュニティ形成を進めます。

アウトプット指標	基準値 2019 年度 (令和元年度)	目標値 2026 年度 (令和 8 年度)
コミュニティ形成につながる事業数	24 事業	30 事業

課題4:多様化する市民の文化的ニーズへの対応

市民文化振興

推進施策4-1 アートマネジメント・コーディネーター・コーディネート人材育成プログラムの推進

市民の文化活動を活性化させるためには、その活動を支える人材やプラットフォームが重要です。

市民・地域と文化をつなぐことができるような人材を育成するとともに、活動がより発展的なものとなるよう行政や文化施設等の拠点機能を強化することで多様化するニーズに対応します。

アウトプット指標	基準値 2019 年度 (令和元年度)	目標値 2026 年度 (令和 8 年度)
アートマネジメント・コーディネーター・コーディネート人材育成事業の参加者数	30 人	500 人

推進施策4-2 文化情報発信の充実

生活様式の多様化や新型コロナウイルス感染症の流行などにより、文化鑑賞・活動のあり方も変容しつつあります。特にインターネット等の情報通信技術を活用することは多様化する市民の文化的ニーズに対応するために必要です。

SNSや動画配信サービスを活用することで、情報発信をより効果的に行えるよう取り組みます。

アウトプット指標	基準値	目標値 2026年度 (令和8年度)
市ホームページ(文化情報)・動画サービスへのアクセス数、SNSのフォロワー数	HP:15,706件(令和3年度見込) 動画:2,425件(令和2年度) SNS:10,841件 (令和3年度12月時点)	HP:18,900件 動画:8,000件 SNS:13,000件

課題5: 伝統文化・芸能の普及・継承

推進施策5 伝統文化・芸能の魅力発信と人材の育成

伝統文化を後世へ伝えていくためには、伝統文化への理解を深めるための普及活動と次代への継承が必要です。公演や情報発信により魅力を伝えとともに、地域ぐるみで後継者育成を進めます。

アウトプット指標	基準値 2019年度 (令和元年度)	目標値 2026年度 (令和8年度)
伝統文化・芸能普及継承事業の参加者数	29,838人	36,000人

課題6:都市の新たな価値創造につながる地域文化資源・地域人材の活用

市民文化振興

都市文化振興

推進施策 6-1

地域文化資源・地域人材を活かした創造的な文化活動の推進

創造的な文化活動において、奈良ならではの雰囲気が味わえる場所や機会の活用や、奈良ゆかりの芸術家や人材の活用などを行うことで、「奈良らしさ」を国内外に発信するとともに、奈良の新しい価値創出へとつなげます。

アウトプット指標	基準値 2019 年度 (令和元年度)	目標値 2026 年度 (令和 8 年度)
奈良らしさや奈良の人材を活かした創造的プログラムの事業数	277 事業	330 事業

都市文化振興

推進施策 6-2

都市文化推進につながる事業への支援

地域文化資源等の活用や多様な種類の文化交流等により、市域を超えた参加又は地域活性化が見込まれる文化事業について、事業費や広報面の支援を行うことで、都市文化の推進を図ります。

アウトプット指標	基準値 2019 年度 (令和元年度)	目標値 2026 年度 (令和 8 年度)
奈良市文化振興補助金(都市文化推進支援事業)の件数	4 件	57 件

推進施策7 他分野への波及効果をもたらす文化事業の推進

都市としての文化振興をすすめるためには、文化・芸術のみならず、観光やシティープロモーション、産業などの他分野の視点に立つことも必要です。

未来の奈良の可能性を感じられる文化プログラムを他分野にまたがり展開することで、都市の新たな価値創造へとつなげていきます。

アウトプット指標	基準値 2019 年度 (令和元年度)	目標値 2026 年度 (令和 8 年度)
アートによるまちづくり事業数	8 事業	10 事業

(3) 施策体系

理念方針

(P.3～
P.8)

基本理念 (奈良市文化振興条例)

- ・ 文化に関する活動を行う者（団体を含む。）の自主性及び創造性を尊重すること。
- ・ 市民すべてが文化を創造し、及び享受する権利を有することを尊重し、その環境整備を図ること。
- ・ 芸術文化と生活文化双方のつながりを大切にしよう努めること。
- ・ 市の歴史及び風土を反映した特色ある文化の育成を目指すこと。
- ・ 文化活動の内容に介入し、又は鑑賞することなく、それを尊重すること。

18項目の基本方針

(第2次奈良市文化振興計画 第2章)

1 市民の文化に対する意識の高揚に関すること	2 芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会に拡充に関すること	3 地域の文化財の保存及び活用に関すること	4 伝統文化の保存、普及及び継承に関すること	5 文化を担う人材の育成に関すること	6 青少年の文化活動の支援に関すること
7 学校教育における文化活動の支援に関すること	8 子どもたちの情操を高める文化環境の整備に関すること	9 文化に係る交流の促進に関すること	10 文化の振興のための学術研究の拠点作りに関すること	11 地域及び地球環境の持続可能な発展に寄与する文化活動の促進に関すること	12 自然景観及び歴史的景観と調和した都市景観の創出に関すること
13 人権の尊重につながる文化活動の推進に関すること	14 文化の振興と経済との連携に関すること	15 文化活動における情報通信技術の活用促進に関すること	16 文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に関すること	17 文化振興施策に係る評価の手法の確立に関すること	18 その他文化の振興に関する重要事項



政策

(P.16)

推進施策

(P.17～
P.22)

市民文化振興のための政策

都市文化振興のための政策

文化に触れる機会が少ない人に対する鑑賞・活動機会の提供

市民文化振興につながる事業への支援

関心が持てない人に向けての鑑賞・活動機会の充実

継続的な文化活動につながる体験型プログラムの充実

文化事業の推進

コミュニティ形成につながる文化事業の推進

アートマネジメント・コーディネーター人材育成プログラムの推進

文化情報発信の充実

伝統文化・芸能の魅力発信と人材の育成

地域文化資源・地域人材を活かした創造的な文化活動の推進

都市文化推進につながる事業への支援

他分野への波及効果をもたらす文化事業の推進

基本方針18項目

1 6 8	2 7	1 2 18	1 2 6 8	1 2 6 8 9 11 13	5 10	1 15	1 2 4 5 6 8	3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 16	1 2 14 18	1 10 14 15 18
----------------------------------	----------------------	-----------------------------------	--	--	-----------------------	-----------------------	--	--	--	--

(4) 文化施設の現状と今後の方向性

文化施設は、市民の文化活動の発表の場であるとともに、市民文化・都市文化を振興するうえでの地域拠点であり、本計画の推進にあたって大きな役割を持ちます。

一方で市の文化施設利用者数は減少傾向にあり、市民への持続的かつ安定的な行政サービス提供のためには、各施設の目的や使命・役割を今一度見直す必要があります。本計画において、各施設の主となる目的の「市民文化の振興」と「都市文化の振興」におけるあり方と、**それぞれのミッション（使命）を明確にします、各施設の運営管理者とともにより良い施設運営に努めます。**

また、各施設においては一部に老朽化による、計画的な整備・改修を進める必要があります。この問題は、奈良市文化振興条例や本計画に基づき、また社会的な課題や市民ニーズ等を踏まえながら、施設機能の整理及び集約化を図っていきます。

市民文化振興のための施設	都市文化振興のための施設
<ホール> なら 100 年会館 奈良市ならまちセンター 西部会館市民ホール 北部会館市民文化ホール 奈良市音声館 <美術館> 奈良市美術館	<ホール> なら 100 年会館 奈良市ならまちセンター 奈良市音声館 <美術館> 入江泰吉記念奈良市写真美術館 杉岡華邨書道美術館 <その他> 入江泰吉旧居 名勝大乘院庭園文化館

市民文化振興のための施設におけるミッション（使命）

市民や市内の様々な団体等が活発に文化活動を行えるようになるためには、活動を行いやすい環境の整備が必要です。市の文化施設においては地域の活動拠点として、市民のニーズを的確に把握し、利用しやすい施設運営に努めます。

また、活動の場を提供するのみならず、市民が気軽に文化に触れることができるよう、施設が主体となり様々な事業を展開します。

都市文化振興のための施設におけるミッション（使命）

各文化施設においては奈良ならではの題材による文化イベントを実施するなど、地域の文化資源を活

用した事業を行うことで、奈良の魅力を内外へと発信します。

また、数多くの有形・無形の文化遺産に囲まれる奈良市においては、現代的な表現による文化活動も盛んです。各施設においては、新規性や創造性に富んだ文化事業を積極的に展開することで、奈良の新たな価値の創出へとつなげます。

第5章 計画の推進

(1) 奈良市文化振興計画推進委員会

奈良市文化振興条例は第8条で、「文化の振興に係る計画の策定及びその推進のため、奈良市文化振興計画推進委員会を設置する。」と定めています。これに基づき2007年（平成19年）7月に委員会を設置し、計画の策定や改訂をはじめ、計画の推進状況の確認と助言を行っています。本計画においても、各施策の実施状況や目標値等について評価を行います。

また、文化芸術基本法第37条には地方公共団体が地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会等を置くことができる旨が定められています。本委員会は、本条文に基づく審議会として位置付けるものです。

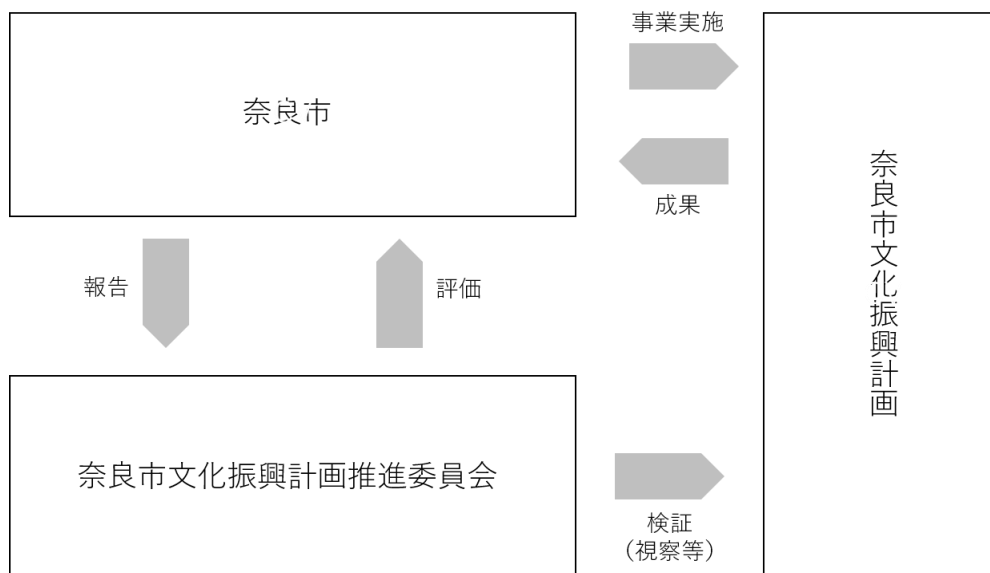
奈良市文化振興計画推進委員会委員名簿（敬称略、五十音順）
【（第2次計画策定時、2021年度(令和3年度)～2023年度(令和5年度)】

	分野	氏名
委員	学識経験	上田 假奈代
委員	文化団体	小野 小町
委員	文化団体	倉橋 みどり
委員	学識経験	関根 俊一
会長	学識経験	中川 幾郎
副会長	学識経験	萩原 雅也
委員	その他	春田 千尋
委員	公募	松下 育夫
委員	公募	山下 恭
委員	学識経験	山下 里加

《事務局》 文化振興課

(2) 計画の進行管理

第4章(3)で示した各施策に対する評価指標の達成度、効果等については、奈良市文化振興計画推進委員会において検証及び評価を行うとともに、次年度以降の事業展開や予算等に関して助言を行います。



参考資料

○奈良市文化振興条例

平成 19 年 3 月 30 日条例第 20 号

奈良市文化振興条例

奈良市は古代日本の都の置かれたまちであり、平城京に開花した文化は、日本の発展の礎となった。今も正倉院の宝物や寺社の建物、伝統行事などを通じて往時の繁栄のさまを偲(しの)ぶことができる。平城京は、世界に向けて門戸を開いた日本で最初の国際都市であり、私たちは大陸からもたらされた宗教文化や技術を、日本の伝統的な自然観と見事に融合させ、重厚な文化を育(はぐく)んできた。「古都奈良の文化財」の世界遺産への登録は、その歴史的・芸術的価値に加えて、それが市民の生活や精神の中に生かされ、今日まで文化として生き続けていることが高く評価されたからである。平安京遷都後の奈良は信仰のまちとしての歴史を刻んできたが、特に中世以来の面影を留(とど)める町並みや、そこで連綿と営まれている伝統的な行事や文化財は、その重層的な歴史を物語るものである。

文化は創造力の源泉であり、様々な分野の活力を促し、まちを豊かにする。だれもが等しく空気を吸うごとく、生活の中で文化の薫りに触れられる環境を作ることが、明日の文化の担い手である子どもたちの豊かな情操を育(はぐく)むことになるはずである。それを、人づくり、まちづくりに生かすことによって、古都奈良を生き生きとしたまちに蘇(よみがえ)らせることができるのではないだろうか。私たちは平城京に思いを馳(は)せ、その受容の精神と進取の気風に学び、国際文化観光都市として魅力あるまちづくりを目指すものである。そのためには、古都奈良の顔を大切にしながら新しく育ちつつある文化の芽を慈しみ、奈良市のアイデンティティを磨き抜いていかなければならない。そして、文化の持つ無限の力を生かすため、すべての営みに美しい文化を育(はぐく)む視点を取り入れ、手を携えて共に歩むことを期するべく、この条例を制定するものである。

(目的)

第 1 条 この条例は、文化によるまちづくりの基本理念を定め、その実現のための施策を市と市民とが協働で推進していくに当たっての基本的な考え方を明らかにすることにより、本市における文化振興施策の総合的な推進を図り、もって地域の個性を生かした活力あるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「文化」とは、芸術、芸能、伝統文化及び生活文化をはじめ、学術、景観、観光及び市民が主体となつて行う生涯学習等を含む創造的な諸活動をいう。

(基本理念)

第 3 条 文化によるまちづくりは、次に掲げる理念を基本として行われなければならない。

- (1) 文化に関する活動を行う者（団体を含む。）の自主性及び創造性を尊重すること。
- (2) 市民すべてが文化を創造し、及び享受する権利を有することを尊重し、その環境整備を図ること。
- (3) 芸術文化と生活文化双方のつながりを大切にするよう努めること。
- (4) 市の歴史及び風土を反映した特色ある文化の育成を目指すこと。
- (5) 文化活動の内容に介入し、又は干渉することなく、それを尊重すること。

(市の責務及び役割)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化によるまちづくりに必要な行政組織を整備し、文化振興施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 市は、市民の自発的かつ多様な文化活動を尊重しなければならない。

3 市は、市民及び民間団体と協働で、文化の振興に努めなければならない。

4 市は、文化振興施策に広く市民の意見を反映させるよう努めなければならない。

5 市は、市のすべての施策に文化を育(はぐく)む視点を取り入れて、それを推進するよう努めなければならない。

(市民及び民間団体の役割)

第5条 市民及び民間団体は、それぞれが文化の担い手であることを自覚し、その創造、享受及び発信に積極的に努めるものとする。

2 市民及び民間団体は、多様な文化活動を理解し、尊重し、及び相互の交流に努めるものとする。

(財政上の措置)

第6条 市は、文化振興施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(基本方針)

第7条 市長は、文化振興施策の総合的な推進を図るため、文化の振興に関する基本的な指針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 市民の文化に対する意識の高揚に関すること。

(2) 芸術鑑賞等広く市民が文化に接する機会の拡充に関すること。

(3) 地域の文化財の保存及び活用に関すること。

(4) 伝統文化の保存、普及及び継承に関すること。

(5) 文化を担う人材の育成に関すること。

(6) 青少年の文化活動の支援に関すること。

(7) 学校教育における文化活動の支援に関すること。

(8) 子どもたちの情操を高める文化環境の整備に関すること。

(9) 文化に係る交流の促進に関すること。

(10) 文化の振興のための学術研究の拠点作りに関すること。

(11) 地域及び地球環境の持続可能な発展に寄与する文化活動の促進に関すること。

(12) 自然景観及び歴史的景観と調和した都市景観の創出に関すること。

(13) 人権の尊重につながる文化活動の推進に関すること。

(14) 文化の振興と経済との連携に関すること。

(15) 文化活動における情報通信技術の活用の促進に関すること。

(16) 文化の振興に関し功績のあったものの顕彰に関すること。

(17) 文化振興施策に係る評価の手法の確立に関すること。

(18) その他文化の振興に関する重要事項

3 市長は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、次条に定める奈良市文化振興計画推進委員会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(奈良市文化振興計画推進委員会)

第8条 前条第3項に定めるもののほか、文化の振興に係る計画の策定及びその推進のため、奈良市文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、その権限に属することとされた事項に関し、市長に意見を述べることができる。

3 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

○奈良市文化振興計画推進委員会規則

平成 19 年 3 月 30 日規則第 7 号

改正

平成 20 年 3 月 31 日規則第 24 号

平成 21 年 3 月 31 日規則第 13 号

平成 23 年 3 月 31 日規則第 34 号

令和元年 8 月 23 日規則第 23 号

奈良市文化振興計画推進委員会規則

(目的)

第 1 条 この規則は、奈良市文化振興条例（平成 19 年奈良市条例第 20 号）第 8 条第 3 項の規定により、奈良市文化振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 文化団体を代表する者
- (2) 市民から公募した者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 5 条 委員会に、専門の事項について調査審議させるため部会を置くことができる。

2 部会は、委員 6 人以内で組織する。ただし、補助金等の調査審議を行う専門の事項について特別の利害関係を有すると認められる者については、部会の委員（以下「部会員」という。）となることができない。

3 部会員は、委員のうちから会長が指名する。

4 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指名した部会員のほか、次に掲げる者のうちから委員以外の者2人以内を特別委員として委嘱するものとする。

(1) 学識経験を有する者

(2) 専門的知識を有する者

5 特別委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

7 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を委員会に報告する。

8 部会長に事故があるときは、部会員のうちからあらかじめ部会長が指名する部会員がその職務を代理する。

9 前条（第1項ただし書を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員（特別委員を含む。）」と読み替えるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、部会の組織その他必要な事項は、別に定める。

（庶務）

第6条 委員会及び部会の庶務は、文化振興課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第24号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第13号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第34号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年8月23日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。